

香川県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年5月29日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第13号

香川県警察組織規則の一部を改正する規則

香川県警察組織規則（平成12年香川県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(人事課) 第10条 略 (1)～(10) 略 (11) <u>留置施設の管理並びに被留置者の処遇及び護送に関すること。</u> (12) <u>留置施設視察委員会に関すること。</u> (13)～(15) 略 2 留置管理室においては、前項第11号及び第12号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(生活環境課) 第18条 略 (1)・(2) 略 (3) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）、<u>化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関すること（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行に関する事務については、警備課の所掌に属するものを除く。）。</u> (4)～(15) 略</p> <p>(警備課) 第31条 略 (1)～(7) 略</p>	<p>(人事課) 第10条 人事課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(10) 略 (11) <u>留置場の管理並びに被留置者の処遇及び護送に関すること。</u> (12)～(14) 略 2 留置管理室においては、前項第11号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(生活環境課) 第18条 生活環境課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)・(2) 略 (3) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）<u>及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）の施行に関すること（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行に関する事務については、警備課の所掌に属するものを除く。）。</u> (4)～(15) 略</p> <p>(警備課) 第31条 警備課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(7) 略</p>

(8) 特定物質（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質をいう。以下この号において同じ。）及び特定病原体等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第18項に規定する特定病原体等をいう。以下この号において同じ。）を使用したテロリズム（広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的を達成することを意図して行われる政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう。）が行われることを防止するための特定物質及び特定病原体等の防護に関すること。

(9)～(12) 略

(8)～(11) 略

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。